

改正案	現行
<p>(固定負債の区分表示)</p> <p>第二十九条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。</p> <p>一 社債</p> <p>(削る)</p> <p>二 五 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(一株当たり中間純損益金額等の注記)</p> <p>第五十二条の二 (略)</p> <p>2 財務諸表等規則第九十五条の五の二第二項の規定は、潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額について準用する。この場合において、<u>同条第二項中「当期純利益金額」とあるのは、「中間純利益金額」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(固定負債の区分表示)</p> <p>第二十九条 (略)</p> <p>一 社債(転換社債を除く。)</p> <p>二の二 転換社債</p> <p>二 五 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(一株当たり中間純損益金額等の注記)</p> <p>第五十二条の二 (略)</p> <p>2 新株引受権若しくはこれに準ずる権利に係るプレミアム又は行使により一株当たり中間純利益金額が減少する転換請求権若しくはこれに準ずる権利が存在する場合には、当該プレミアムの現実化による株式数の増加又は当該転換請求権若しくはこれに準ずる権利の行使を仮定することにより減少した一株当たり中間純利益金額を前項の記載の次に潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額として記載しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>

改 正 案

現 行

様式第一号

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成 年 月 日)		当中間会計期間末 (平成 年 月 日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成 年 月 日)	
		金額(円)	構成 比 (%)	金額(円)	構成比 (%)	金額(円)	構成比 (%)
(資産の部)(略)							
(負債の部)							
流動負債(略)							
固定負債							
社債		×××		×××		×××	
長期借入金		×××		×××		×××	
引当金		×××		×××		×××	
その他		×××		×××		×××	
固定負債合計			×××		×××		×××
負債合計			×××		×××		×××
(資本の部)(略)							

様式第一号

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成 年 月 日)		当中間会計期間末 (平成 年 月 日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成 年 月 日)	
		金額(円)	構成 比 (%)	金額(円)	構成比 (%)	金額(円)	構成比 (%)
(資産の部)(略)							
(負債の部)							
流動負債(略)							
固定負債							
社債		×××		×××		×××	
転換社債		×××		×××		×××	
長期借入金		×××		×××		×××	
引当金		×××		×××		×××	
その他		×××		×××		×××	
固定負債合計			×××		×××		×××
負債合計			×××		×××		×××
(資本の部)(略)							